

## 公 示

### 「災害時におけるダム管理施設災害応急復旧業務に関する協定（一般土木）」について

標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

令和 6 年 2 月 1 日  
国土交通省関東地方整備局  
二瀬ダム管理所長  
神達 和明

#### 記

#### 1. 協定の目的

二瀬ダム管理所の管理するダム管理施設において、地震、洪水等の異常な自然現象下で災害が発生又は発生するおそれがある場合の対応に関して、これに必要な建設機械、資材及び労力等について二瀬ダム管理所と災害協定会社の双方がその確保及び動員の方法を定め、もって被災施設の早期復旧と被害の拡大防止について、その円滑な運営を期することを目的とします。

#### 2. 協定の内容

- (1) 協定書（案） 別冊のとおり
- (2) 協定区間 別紙－1 荒川水系二瀬ダム管理所管内及び荒川水系流域
- (3) 協定内容 本協定で想定している応急復旧業務は、土木施設の応急復旧等を想定しています。

#### 3. 申請者の条件

次に掲げる条件をすべて満足する者としてします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港部を除く。）令和5・6年度一般競争（指名競争）入札参加資格のうち定期受付において、一般土木工事又は維持修繕工事の申請を行い、受理されている者で令和6年4月1日に認定がなされる者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第

225号)に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)

- (3) 会社更正法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 二瀬ダムから概ね50km圏内かつ埼玉県内の市町村(以下のとおり)に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

【二瀬ダムから概ね50km圏内かつ埼玉県内の市町村】

秩父市、飯能市、本庄市、東松山市、狭山市、深谷市、熊谷市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、川越市、日高市、秩父郡(横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村)、入間郡(毛呂山町、越生町)、比企郡(滑川町、嵐山町、小川町、鳩山町、ときがわ町)、児玉郡(美里町、神川町、上里町)、大里郡寄居町

- (5) 二瀬ダム管理所等が対策訓練又は講習会を開催する場合は参加できること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から協定締結までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 災害協定に基づき、施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があるが、いずれの方式でもよい。

ただし、当該災害協定を締結する時点においては、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としない。

#### 4. 協定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 5. 審査基準

申請者の条件に欠落がある場合は審査の対象外とします。

下記の審査項目についてそれぞれ審査を行います。

審査項目	審査基準	欠格要件
協定に基づく出動要請を行った場合の技術者の可否 (土木様式-2)	下記資格等を1つ以上有している技術者の有無 ・技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。))、森林部門 (選択科目を「森林土木」とするものに限	資格等の保有者がいない場合

	<p>る。)、総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業-農業土木」又は「森林-森林土木」とするものに限る。))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1級又は2級土木施工管理技士</li> <li>・1級又は2級建設機械施工技士</li> <li>・建設業法第7条第二号イ、ロ、ハに定める者イにあつては、土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)、建築学又は機械工学に関する学科を修めた者</li> </ul>	
<p>協定に基づく出動要請を行った場合の作業員の可否 (土木様式-2)</p>	<p>派遣できる作業員の人数 なお、協力会社の人数を含めてもよい(※1)</p>	<p>作業員を確保できない場合</p>
<p>関東地方整備局管内における直轄工事で元請として施工した実績又は災害協定を締結した実績 (土木様式-2)</p>	<p>平成20年4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した関東地方整備局管内の直轄工事の施工実績の有無、又は、国、県、市町村及び独立行政法人との災害協定を締結した実績の有無</p>	<p>施工実績、災害協定実績のいずれもない場合</p>
<p>過去2年間の工事成績評定点の平均点</p>	<p>関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事の令和3年4月1日から令和5年3月31日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点</p>	<p>60点未満 ただし、受注実績がなく、工事成績評定点がない場合は、欠格要件には該当しない</p>
<p>協定に基づく出動要請を行った場合に出勤できる建設機械等の台数 (土木様式-3)</p>	<p>下記のいずれかの機械の保有の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックホウ(0.45m<sup>3</sup>以上)</li> <li>・ブルドーザ(3t以上)</li> <li>・ダンプトラック(2t車以上)</li> </ul> <p>(リース等含む※2)</p>	<p>機械を保有していない場合</p>

※1 作業員の配備に関して、協力会社の作業員については、協力会社の了解を得た旨の証明書(書式自由・了解印必須)を添付すること。

※2 「リース等」とは、リース及び協力会社をいう。リースの場合は契約書等の写しを、協力会社の場合は、協定・契約書等の写しを添付すること。

## 6. 申請書類の提出

申請書類は、受付期間内に下記の提出先へ配達記録の残る方法にて送付してください。締め

切り日必着とします。

電送（ファクシミリ）、電子メールによるものは受け付けません。

(1) 受付期間

令和6年2月1日（木）から令和6年3月8日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとします。

(2) 提出先及び問い合わせ先

〒369-1901 埼玉県秩父市大滝3931-1

国土交通省 関東地方整備局 二瀬ダム管理所（担当者：鈴木）

TEL 0494-55-0001（代表）

(3) 提出物及び部数

提出物

申請書（土木様式-1）

調査票（土木様式-2、3）、調査票の添付書類

提出部数 1部（A4サイズ）

※書面又は記録メディアで提出すること。

7. 協定締結通知

「災害時におけるダム管理施設等災害応急復旧業務に関する協定」の締結又は非締結についての通知は、申請者へ書面をもって通知します。

なお、上記通知は令和6年3月18日（月）を予定しています。

8. 締結できない者に対する理由の説明

協定を締結できない通知を受けた者は、二瀬ダム管理所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（書式自由）により説明を求めることができる。なお、書面の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）するものとし、FAX及び電子メールによるものは受け付けません。

(1) 提出期限

令和6年3月18日（月）から令和6年3月22日（金）までの8時30分から17時15分までとします。

(2) 提出場所

6. (2)の提出先と同じ。

(3) 回答期限及び方法

令和6年3月29日（金）までに書面により回答する。

9. 一般競争入札（総合評価落札方式）における評価

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、「地域貢献度」を評価する方式（地域密着型等）の場合、加点点評価があります。

## 10 . その他

- (1) 申請書類作成に要する費用は、提出者の負担とします。
- (2) 申請書類は、二瀬ダム管理所のホームページからダウンロードして下さい。  
<http://www.ktr.mlit.go.jp/futase/>
- (3) 提出する申請書、調査票は、当目的以外には使用することはありません。
- (4) 提出された申請書、調査票は返却しません。
- (5) 災害協定締結後、以下の調査に協力すること。

### ①調査内容

- ・ 緊急時、平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、携帯電話番号及びメールアドレス

- ・ 技術者及び作業員の人数、資機材の保有状況

協定に基づく出勤可能な技術者及び作業員の人数、建設機械・資材等の数量及び保管場所

- ・ 他機関との災害時における協定又は契約の締結状況

### ②調査時期

毎年4月期に依頼する。

### ③提出先

6. (2) の提出先と同じ。

### ④提出方法

電子メール、郵送、又は持参による。

